

# 広島県大学吹奏楽連盟への加盟に関する取扱規定

広島県大学吹奏楽連盟事務局

(規定の目的)

第1条 この規定は、広島県大学吹奏楽連盟への加盟に関する事務的な取扱について詳細を規定するものである。

(新規加盟の申請)

第2条 新規加盟を希望する団体は、新規加盟の申請にあたり、広島県大学吹奏楽連盟理事会で定める書類を広島県大学吹奏楽連盟事務局（以下「事務局」という。）へ郵送により提出しなければならない。

2 前項により事務局に提出された書類の返却は行わない。

(受付期間)

第3条 前条に定める書類の受付期間は、新規加盟を希望する前年度の2月1日から2月末日（当日消印有効）までとする。

2 新規加盟の受付は前項に定める期間以外行わない。よって年度途中に加盟することはできない。

(書類審査)

第4条 新規加盟の申請を受け付けたものについて、加盟を希望する前年度の3月に開催する理事会で審査し、加盟の可否を事務局より申請団体に通知するものとする。

(連盟費等の納入)

第5条 前条の規定により加盟が可能である旨の通知を受けた団体は、事務局の指定する期日までに、事務局の指定する方法で入会費及び連盟費（以下「連盟費等」という。）を納入しなければならない。

2 指定した期日までに連盟費等を納入しない団体は、加盟を認めないことがある。

附則

(施行期日)

1 本規定は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度においては、施行のための基盤が未確定であることを考慮し、本取扱規定によらず、下記のとおり取り扱うこととする。

(1) 新規加盟を希望する団体は、4月開催の総会終了後、理事会の定める書類を事務局へ直接提出する。

(2) 各団体の加盟については、理事会の同意による理事長一任とする。

(3) 入会費及び連盟費については、(1)の書類の提出と同時に納入するものとする。